

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
福祉カー貸出サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、移動が困難な障害者（児）及び高齢者等に対し、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉車両（以下「福祉カー」という。）を貸し出すことにより、社会参加を促進し、その福祉の増進に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の対象者は、東金市に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者（児）及び高齢者の移動に利用する者及び同伴するその家族
- (2) 社会福祉団体及び社会福祉施設
- (3) 社会福祉ボランティア
- (4) その他、会長が特に必要と認めた者

(利用期間)

第3条 利用期間は、原則として1日とする。ただし、会長が他の利用者の利用を妨げないと認めたときは、この限りではない。

(利用の申込)

第4条 この事業を利用しようとする者は、原則として利用日の7日前までに、福祉カー貸出サービス利用申込書（第1号様式）により、会長へ申し込みするものとする。

(利用の決定)

第5条 会長は、申し込みの内容を確認の上、利用の可否を決定するものとする。

2 会長は、福祉カー貸出サービス利用台帳（第2号様式）を整備するものとする。

(利用者等の遵守義務)

第6条 前条に規定により福祉カーの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的に反して利用し、又は転貸をしてはならない。
- (2) 運転者に対し関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう指導しなければならない。
- (3) 運転者ととともに、運行前及び運行後の車両の点検を励行しなければならない。
- (4) エンジン、車体、装備等に異常を発見したときは、直ちに会長に報告しなければならない。
- (5) 車内の清潔の保持及び備品の保全に努めなければならない。
- (6) 運転日誌（第3号様式）に必要事項を記入しなければならない。

(利用の制限)

第7条 会長は、次の各号に該当するときは、利用者に対して福祉カーの利用を制限し、又は管理上必要な措置を命ずることができるものとする。

- (1) 災害その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあると認めるとき
- (2) 利用者がこの要綱を遵守しないとき

(費用)

第8条 この事業に係る利用料は、無料とする。ただし、利用した燃料は利用者が返却時に同量を補給しなければならない。

(事故等の処理)

第9条 利用者及び運転者は、福祉カーに係る事故等が発生したときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条に規定する措置を講ずるとともに、直ちに事故報告書（第4号様式）により、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項により報告された事故等が、利用者及び運転者の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、本会への損害等を利用者へ賠償させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。